河津町指定ごみ袋製造業務委託仕様書

１　履行期間　本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和10年３月31日まで。

２　目　　的　本業務は、指定可燃ごみ袋（以下「指定袋」という。）の製造及び河津町が指定する場所への配送等の業務を適正に行うことを目的とする。

３　業務内容　本業務の内容は指定袋の製造及び運搬等とし、詳細は次に掲げるとおりとする。

（１）指定袋の製造は、次のとおりとする。

ア　指定袋の規格等については、別紙１及び別表１のとおりとする。

イ　指定袋の想定製造数量は、次のとおりとする。

種　別（可燃）	想定製造数量
Ｓ袋（２０リットル）ガゼット袋	１２３，６００枚
M袋（４５リットル）ガゼット袋	２７０，４００枚
Ｌ袋（７０リットル）ガゼット袋	１００，２００枚

なお、想定製造数量は、発注量を保証するものではない。

ウ　指定袋は、種別ごとに、10枚１組で外装袋に入れること。

エ　外装袋の寸法は別表２のとおりとし、次の事項に配慮すること。

・外装袋から中の指定袋が無理なく取り出せるように、中の袋の折り方及び取出口の位置などを適切なものにすること。
・外装袋に取出口として、ミシン目等を付けること。
・指定袋が外装袋に入った状態で店頭等に重ねて陳列したときに、できる限り崩れにくくなるようにすること。
・外装袋の材質は、ポリプロピレン又はポリエチレン製とし、焼却しても有毒ガスを発生しないものとすること。
・外装袋の形状は、平袋とする。
・外装袋の透明度は、無色透明とする。
・外装袋には、品名その他河津町の指定する事項を印刷する。印刷は片面印刷で色は紺色とし、河津町と協議の上、決めるものとする。この場合において、インクは指定袋と同じものを使用すること。また、家庭用品品質表示法に基づく表示、取扱上の注意、枚数、ＪＡＮコード（バーコード）等を表示すること。この場合において、ＪＡＮコードは、受注者の責任において取得すること。

オ　外装された指定袋の梱包は、次のとおりとする。

・　梱包はダンボール箱又はクラフト包装とし、１箱40組とする。ただし、70リットルの指定袋については、１箱20組とする。

（２）指定袋の納品等は、次のとおりとする。

ア　受注者は、指定袋を令和９年４月１日から納品できるよう準備すること。

イ　河津町からの発注は２週間に１回程度とし、受注者は注文を受けてから１週間以内に納品すること。

ウ　指定袋を納品する場所は、河津町商工会館（河津町浜 159 番地の１）を基本とし、状況に応じて河津町役場（河津町田中 212 番地の２）とする。

エ　受注者は、指定袋を納品したときは、納品書を２部作成し、河津町と受注者双方で保管する。なお、受注者用の納品書には受領した者の受領印又はサインを受けるとともに、河津町用の納品書には配送担当者名を記入するものとする。

４　支 払 い

（１）本業務における委託料の支払いは令和９年度からの月払いとし、契約日の翌日以降に発注し、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までに納入されたものに対して支払いを行う。

（２）受注者は、当該月の納品数量を翌月の 10 日までに河津町へ報告するとともに、報告した納品数量による請求書を河津町へ提出すること。

５　その他事項

（１）町民より指定袋の品質について、クレーム等があった場合は、すべて受注者において誠意をもって対応し、必要な場合は、クレーム品を直接回収し、代替品と交換するものとする。この場合において、不良品の原因等の調査報告書及び対応結果報告書を河津町に提出すること。

（２）受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（３）この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、河津町と受注者で協議し誠意をもって解決することとする。